

盛岡市こども計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果

1 募集期間 令和7年2月14日（金曜日）から令和7年3月5日（水曜日）まで

2 応募方法 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、ファクス、持参

3 受付意見数 31件（24人）

4 反映区分 A：計画等に盛り込むもの 0件

B：計画等に盛り込み済みもの 10件

C：計画等に盛り込まないもの 2件

D：その他、要望・意見・感想等 19件

5 意見の趣旨と市の考え方

No.	項目	意見の趣旨	市の考え方	反映区分
1	基本施策1－1 切れ目のない母子保健の充実	産後ケア事業について、申請してから2週間以上経ってやっと利用できる状況にあります。今まさに困っている産婦のニーズに対し、大きなタイムラグを感じるため、母子手帳による住所確認だけで利用できるようにしてはどうでしょうか。	産後ケア事業の利用決定については、住所の確認のほか、課税状況を確認し、利用料金とともに国・県による助成額を決定するなどの手続が必要となります。今後、速やかに産後ケアを利用していただくことができるよう、申請手続について検討してまいります。	D
2	基本施策1－1 切れ目のない母子保健の充実	産後ケア事業を提供している病院は、ほとんど予約でいっぱいな状況が続いており、すぐに予約できない状況が利用率の低下に繋がっていると思います。 病院が産後ケアの受入枠を増やすのが難しいのであれば、助産師やヘルパーの訪問を充実させてはどうでしょうか。	産後ケア事業の委託先や受入枠の拡充について、関係機関と引き続き協議するとともに、いただいた御意見を参考に、産後ケア事業の推進に取り組んでまいります。	D

3	基本施策 1－1 切れ目のない母子保健の 充実	母親が子育てで行き詰まったときや、ノイローゼになりかけた時のカウンセリング先の案内や、カウンセラーの確保を拡充してほしいです。	子育てに関する相談先の確保や拡充につきましては、助産師や保健師に相談することができる専用電話の「ママの安心テレホン」を設置しているほか、市内 8 か所の地域子育て支援センターでは、子育てについて保育士に相談することができる体制となっており、今後も、相談先の確保や拡充に努めてまいります。	D
4	基本施策 1－1 切れ目のない母子保健の 充実	父親と一緒に赤ちゃんを育てていく上で、ホルモンバランスの乱れなどにより母親もサポートする必要があることなど、母親のことについての理解も必要であることをパパママ教室でも伝えて欲しいです。	パパママ教室は、基本的に夫婦で参加していただき、妊娠中や産後の不安や悩みを夫婦で共有していただけるように取り組んでおります。いただいた御意見を参考に、夫婦が協力して子育てをすることができるよう、パパママ教室等において、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。	D
5	基本施策 1－3 幼児教育・保育の充実と 質の向上	第一子から（3才）未満児も保育料を無償化にしてもらいたい。無償とまではいかなくても、3割負担など補助をしていただきたいです。 ただでさえ、高い社会保険料を払っているのに、働いても収入の半分以上が保育料で無くなります。正社員で働けばいいのかもしれませんが、働けば働く分だけ保育料も上がります。	本市においては、令和 5 年度から第 2 子以降の保育料の無償化を実施しておりますが、第 1 子の無償化の実施については、施策の優先度により、市独自の事業として実施することは、難しい状況となっております。 幼児教育・保育の無償化は、国において制度の充実、改善及び対象範囲の拡大を図るべきところと認識しておりますので、今後も引き続き国へ要望してまいります。	D

6	基本施策 1－3 幼児教育・保育の充実と 質の向上	子どもが小さくまだよく体調を崩して休まなければいけないのに、病児保育は満員で受入れ不可、ベビーシッターは盛岡には病児を受け入れてくれる方がおらず、仕事を休まなければいけません。 出産後ブランクがあるほど、社会復帰のハードルがあがります。せめて育休が明ける 1 歳からの保育料の補助があることで、就業率や出産率も上がると思います。	病児保育施設につきましては、季節や病気の流行等により申込者が定員を上回り、利用をお断りする場合がありますが、年間を通してみた場合、利用率が約30%前後で推移しておりますことから、需要に対して施設の受け入れ人数は充足しているものと考えておりますが、季節や病気の流行等により申込が定員を上回り、利用をお断りする場合がありますことから、今後も、利用者数の推移を注視し、定員枠拡大や施設の増設の必要性について検討してまいります。 なお、認可外保育施設等において、病児保育を実施している施設もありますことから、詳細について確認されたい場合は、市子育てあんしん課あてにお問い合わせください。 また、1 歳からの保育料の補助につきましては、本市においては、令和 5 年度から第 2 子以降の保育料について、所得制限を取り払い、無償化を実施しております。	D
7	基本施策 1－3 幼児教育・保育の充実と 質の向上	公立保育の民営化をやめて欲しいです。 民営化が決められた際にかかなり多くの反対署名が集められましたが、当時の谷藤市長は『意味が分からない』と言って受け取って貰えませんでした。そして、次々と民営化する事が決まりました。 公立保育園は私立保育園の良き見本であり、公立であれば何処に入れても公平で安心して預ける事が出来ました。今は忙しく仕事をしながら情報を集めたり見学に行ったりしないと保育園を選べませんし安心して仕事へ行く事が困難です。 現在の残されている公立保育園だけでも現状維持して安心して子供を任せられる場所を維持して欲しいです。	公立保育所につきましては、盛岡市立保育所民営化計画に基づく計画的な民営化を基本としておりますが、近年の保育情勢の変化をはじめ、災害等非常事態への対応や少子化が進む地域の保育提供体制の確保など、課題があることから、令和 6 年度中に策定予定の第 5 次民営化実施計画の期間中において、公立保育所のあり方も含め、課題を整理し、対応策を検討してまいります。 なお、認可保育所や認定こども園は、自治体の定める施設運営基準に従い、運営が認可されており、また、国が定める「保育所保育指針」に基づいた保育により、必要な保育の機能や質が維持されておりますことから、市内の私立認可保育施設は、公立保育所と同様に安心してお子様をお預けいただける施設となっております。	C

8	基本施策 1－3 幼児教育・保育の充実と質の向上 基本施策 2－2 充実した学校教育の推進	こどもや若者、保護者へのサポートはもちろん、保育や教育に関わる支援者側へのサポートも充実させていただきたいです。 こどもの声を聴き、こどもの思いに寄り添った保育や教育、支援をしたいという熱い思いを持った方々ほど、厳しい環境の中でジレンマを抱えながら、ギリギリの状態で踏ん張っていらっしゃるような感じます。人的な余裕、時間的な余裕など、心にゆとりをもった関わりができるような環境整備を強く願います。	本計画はこども・若者・子育て支援についての計画であり、保育や教育を通じてこどもや若者に関わる方も連携や支援の対象としております。 本市では、保育士宿舎借上げ支援事業や産休等代替職員費助成事業等による費用の補助や、代替職員の確保により、職員の雇用の安定とともに、良好な保育体制の維持を図る取組を行っております。 本計画の推進にあたっては、そのような方々がこどもや若者と心にゆとりをもった関わりができるようにするために必要な支援等についても検討してまいります。	D
9	基本施策 1－5 安全・安心な地域環境の整備	こどものタブレットやパソコン、携帯等の使用について、SNS等を通じて闇バイトや詐欺に巻き込まれることもあるため、使用方法や使用時間の規制について検討してほしいです。	小中学生のスマートフォン所有率やインターネット利用率は年々増加しており、インターネットでトラブルに巻き込まれたことのある児童生徒が一定数いることから、各家庭で利用ルールを決め、違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限するためのフィルタリングを活用していただくように、学校等を通じて周知啓発を行ってまいります。	D
10	基本施策 2－1 こども・若者の活躍の支援	最近では若年層から高齢者にかけて、多様性の意味を自分勝手と履き違えている方を多く見ます。 こどもたちが正しい多様性やその他の知識などを身に付けるためには、学校と家庭の往復だけではなく、多くの大人と接し交流する経験を通じて、判断力を付ける機会を増やしていく事が重要だと思います。	本計画ではこども・若者が多様な価値観を知る機会を創出するとともに、周囲の大人が多様性に関する理解を深めるための取組を行うこととしており、こども・若者の居場所づくり等を通じて、多くの大人と交流する機会を創出することにより、基本目標の一つである「全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり」を推進してまいります。	B

11	基本施策２－２ 充実した学校教育の推進	いじめを受けた児童生徒や不登校の児童生徒のための隔離場所、メンタルの再生や生活についての相談場所、オンラインでの相談授業等を検討してほしいです。	いじめを受けた児童生徒や不登校の児童生徒については、状況に応じて、１人１台端末を活用してリモート授業を行うなど、オンラインによる支援の展開を図ってまいります。 また、児童生徒が悩んでいることや困っていることについて、市のこども相談室でも相談を受けており、その情報を市の教育委員会との間で必要に応じて共有するとともに連携し、学校に対し、状況に応じて解決に向けた支援を行います。	B
12	基本施策２－２ 充実した学校教育の推進	不登校について、民間の相談指導にかかる費用等の助成や、親の仕事の休みに対しての補助、学童の見直しのほか、教職経験の退職者による塾の設置等を検討してほしいです。	不登校対策については、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校の児童生徒の居場所づくりを推進し、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう取り組んでいるところであり、いただいた御意見は、今後の不登校対策の参考にさせていただきます。	D
13	基本施策２－２ 充実した学校教育の推進	こどもがフリースクールに通うにはお金がかかり、登録の枠もあるため、通いたくても通えていない家庭も多いと思います。 全員が全員勉強に向き合えるわけでもなく、個々の性格があるため、フリースクールを選択しているこどもにも救いの手を差し伸べてほしいです。 居場所を与える手助けのため、フリースクールに通うこどもへの補助とともに、フリースクール自体への補助もしてほしいです。	フリースクールの運営事業者や利用者への支援につきましては、こどもたちの多様な学びの場の確保につながるものと考えており、今後、補助を行う場合のフリースクールの基準や、補助内容等について、他自治体の取組状況を参考にしながら研究してまいります。	D

14	基本施策２－２ 充実した学校教育の推進	こどもたちの状況は多様であり、学校以外の学びの選択肢を充実させることが、不登校の子どもたちの学習機会の確保につながると考えます。 不登校の要因に関して、「無気力」「生活リズムの乱れ」を主な要因と捉える学校側の認識と、こども・家庭側の認識には大きなずれがあり、不登校のこどもたちは「学校の環境が合わない」「人間関係に悩みがある」「授業が苦痛」といった理由を挙げる割合が圧倒的に多いという調査結果があります。この認識のずれを前提に、公教育は「すべての子どもが学べる場」を提供することを使命とすべきです。	不登校対策については、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校の児童生徒の居場所づくりを推進し、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう取り組んでいるところであり、いただいた御意見は、今後の不登校対策の参考にさせていただきます。	D
15	基本施策２－３ こども・若者の居場所づくり	利用している児童センターから、母親クラブ助成活動費補助金の廃止について通知があり、会費を見直して年々高くなるとのことでした。子育てしやすいまちから、また遠くなってしまっているように感じます。新たなことに使うお金のために児童センターの補助金を無くすよりは、今のまま通り補助金を児童センターで受けられたほうが自治体としての評価になると思います。	子育てへの不安や負担を感じる理由として、経済的負担の大きさを挙げる声が多く聞かれており、本市としても、経済的支援の拡充に努めておりますが、教育・保育の無償化等の制度を継続し、新たな支援の取組を実施するには、財源を確保する必要が生じているところです。母親クラブへの負担が増加することについては申し訳ございませんが、子育て支援の取組全体で見たときに、子育ての不安や負担がこれまでよりも軽減されるように、制度や取組の見直しを行ってまいります。	D

16	基本施策２－３ こども・若者の居場所づくり	放課後児童クラブについて、待機児童をゼロにしていくために必要な地域での量の拡大に取り組む事に加え、こどもが過ごす遊びと生活の場としての質の面に注目した計画になって欲しいと、切望します。 特に、資格を持つ職員が安定的に雇用されること、職種にふさわしい現任研修が充実することなどの具体化に期待したいです。	放課後児童クラブは、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高い施設であり、専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備を進めます。 また、職員の資質向上を図るための研修等の実施や、国の補助制度を活用した職員の処遇改善事業の継続的な実施により、質の向上に取り組んでまいります。	B
17	基本施策２－３ こども・若者の居場所づくり	市街地に学校以外で遊べる公園が少なく、特に小学生にとっての遊び場でキャッチボール、サッカーが禁止なのは困ります。	公園でのボール遊びは、他の利用者や周辺住民の方に迷惑がかからないように、多くの公園ではやわらかいボールでの遊びは可能ですが、一部の公園では全面禁止とさせていただいております。 いただいたご意見につきましては、庁内で共有させていただくとともに、こどもにとっての遊び場を確保するためには、どのようなことが必要なのかについて検討を行ってまいります。	D
18	基本施策２－４ こども・若者の自己形成支援	新たに給食センターを建設することについて、生徒数が少なくなっていく将来のためには、税金で新たに建設するよりは、今ある学校で給食を作り、中学校に配送する設備に税金をかけたらよいのではないのでしょうか。 また、現在活用されていない市の土地や建物をリノベーションして利用する方が、これからは良いのではないのでしょうか。	今ある学校で給食をつくり、中学校に配送する方法については、調理を行う学校で、給食の運搬に使用するコンテナを洗浄・消毒する設備の設置や、コンテナの保管スペースの確保のほか、異物混入防止のため食材や調理員の動線を調理から洗浄まで一方通行とするなどの大規模な改修が必要ですが、敷地面積の確保が難しい状況にあり、本市での実施は難しいものと考えております。	C

19	基本施策 2－5 若者の就労支援	こどもの発達課題に合わせた教育機関等での「もりおか版キャリア支援（仮）」体制の拡充について提案します。 まず、成果指標として「自分のことを好きと答えることを増やす」や「希望しているが就労できないため経済的に独立してない若者を減らす」など、より具体的なものを定め、小・中学校と高校におけるキャリア支援アドバイザーの配置や、若者サポートステーションでの取組の拡充、企業や家族への助言や支援の取組のほか、支援の担い手としてのキャリアカウンセラーの育成の助成、教育機関との連携など、積極的に関わることができるような支援のあり方を提案します。	キャリア支援については、盛岡市キャリア教育推進協議会において、小中高等学校のキャリア教育を担う教員の資質・能力の向上の推進方を掲げ、学校でのキャリア教育推進の取組が各教員により進められております。 また、主に高校生のキャリア形成支援を目的としたキャリアサポート専門員を令和 7 年度から新たに配置し、高校等の教育機関、地元企業の実態を把握した上で、双方のニーズを踏まえたコーディネートを行うなど、若者と地元企業をつなぐ取組を強化することとしておりますほか、盛岡地域若者サポートステーションでは、協力企業の開拓を行いながら若者個々人の状況に応じたマッチング支援や就職支援のほか、内定後・就職後のフォローなどの定着支援を行っているところであり、より効果的に就労につなげていくため、市の委託事業として居場所の開設やボランティア体験等の社会参加活動を実施することとしております。 これらの取組につきましては、この度いただいたご意見も参考にしながら、推進してまいります。	B
----	---------------------	--	---	---

20	基本施策 2－5 若者の就労支援	正社員のまま時短勤務で働ける期間を長くして欲しいです。小さいうちは子供と一緒にいてあげる時間を長くしたいと思っています。小学校 1 年生は新しい生活で不安定になりやすいので小学 2 年生まで時短勤務で働けるようにしてもらえれば退職、パートで仕事をセーブしなくてもそのまま正社員のまま働き続けられる、落ち着いたらフルタイムで復帰できるお母さんは多いと思います。公務員や大手だけでなく中小企業も共通して母親が働きやすい選択が出来るように短時間で働ける取り組みを進めてもらいたいです。	安定的な雇用の場の確保に向けた取組として、国・県と 合同で、例年 5 月に商工関係団体に対する要請活動を実施しており、こどもを養育しやすい労働環境に改善していくための働きかけを継続して行ってまいります。	D
21	基本施策 3－1 こども・若者の相談・支援体制の充実	こどもたちに対する支援のために、ヤングケアラーの洗い出しを行い、段階的に支援するシステムを構築してほしいです。	潜在するヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げることを目的に、市内の児童生徒に対して、令和 7 年度から毎年アンケート調査を実施することとしており、こどもの意向や家庭の事情に十分配慮しつつ、こども家庭センターが学校等と連携し、具体の支援策を講じていくこととしております。	B
22	基本施策 3－1 こども・若者の相談・支援体制の充実	D X の推進という視点から、虐待やいじめ等の相談を生成 A I が受けることで、24 時間 365 日対応、匿名相談、音声対応、セキュリティ対策、学校や家庭との連携など、相談ができる仮想的なシステムを構築することができると考えます。 生成 A I は人間と違い、複雑な感情表現や言葉を使わない表現への対応などの限界はありますが、こどもたちの多くがスマートフォン等により相談が可能であるという点に注目することも一案だと思います。	こどもからの相談を受けるための取組については、令和 7 年 2 月 1 日から、「特定非営利活動法人あなたのいばしょ」と協力して、24 時間 365 日、無料で対応するチャットによるこども相談を開始しており、こどもたちの多くが使用しているスマートフォン等により相談することができるように取り組んでおります。	B

23	基本施策３－３ 障がい児・医療的ケア児等への支援	３歳児検診から就学前検診まで、最大２年半の間、発達遅れに気づきにくい期間があり、親の気づきか保育所からの指摘によることしかできないため、専門家による発達の遅れに関して気づきを与えられる場や仕組みが必要だと思います。 また、児童発達支援施設に対する根強い偏見もあり、なかなか一歩が踏み出せずに支援のスタートが遅れていると感じるため、発達障害児（またはグレーの児童）を持つ親の障害受容をサポートする取組が必要だと思います。	０歳からおおむね就学前までの、発育や発達に心配のあるこどもを対象に、医師や心理相談員などが育児や療育のアドバイスを行う「もりっこ健診」を実施しているほか、今後、令和８年度からの５歳児健診の実施を目指し、検討を行うこととしております。 また、障害受容をサポートする取組として、「もりっこ健診」受診後のお子さんを対象とした親子教室を開催しているほか、児童発達支援センター（盛岡ひまわり学園）では、親子通園事業（わらしっこ教室）及び障がい児相談支援事業を実施しております。今後も引き続き、関係機関と連携し、親子の気持ちに寄り添った支援の拡充に努めてまいります。	D
24	基本施策４－２ 子育てのための経済的支援の充実	高齢者には、デイサービスなどを利用する際の負担軽減や、介護度によっておむつ代に係る医療費控除の制度がありますが、なぜこどもにはそういった補助がないのでしょうか。おむつも必ず必要なものののに、とても高価で大変な出費です。	出産や子育てのための経済的支援として、妊娠時と出産時にそれぞれ５万円を給付する「出産・子育て応援給付金」を支給しており、おむつを含む経済的な負担を軽減し、安心して出産・子育てができる環境の整備を図っております。 現在、更なる補助を行うことは難しい状況ですが、いただいた御意見は、今後の子育て支援策の参考とさせていただきます。	D
25	基本施策４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	こどもまんなか社会の実現には、当事者目線の支援を行うために学ぶ機会、地域で活動する団体や個人とつながり、共創するための機会、地域で活動する団体個人が活動しやすい環境づくりのため、公共施設の開放や盛岡市公式ＬＩＮＥ等での情報発信が必要だと思います。	本計画の基本目標の一つに、「地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり」を掲げることとしており、こども・若者・子育て支援の活動を行っている方々を、本市の「こどもまんなか応援サポーター」として紹介することや、活動内容などを、市の公式ＬＩＮＥ等のＳＮＳで配信するほか、母子健康手帳の交付時や転入手続きの機会に周知するなど、子育て支援活動に取り組む方々からの御意見や御要望なども伺いながら、効果的なプラットフォームづくりに取り組んでまいります。	B

26	基本施策４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	もりおか子育て応援パスポートが無くなってしまったのに、岩手県子育て応援パスポートは３人以上の子供がいる世帯を対象にしているため、支援を受けられる世帯が少なくなってしまい不満です。	もりおか子育て応援パスポートは、令和７年２月末をもって事業を終了しましたが、令和７年３月以降は、県の「いわて子育て応援の店（i・ファミリー・サービス事業）」に市内の一部の協賛企業・店舗が移行しておりますので、登録店舗について確認の上、利用についてご検討ください。	D
27	基本施策４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	子育てにおいて、保育機関や教育機関への期待や負担がとて大きくなり、保育所や学校をサービス機関のように捉える傾向も強くなっているように感じます。保育所や学校だけでなく、家庭や地域、行政など、地域全体でフォローし合いながら子育てができる盛岡市にしていきたいです。	本計画の推進のためには、地域社会における様々な主体による子育て応援を活性化することから、基本施策の一つとして「地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進」を掲げ、こどもまんなか応援サポーター事業等を通じて、子育て支援に取り組む様々な方と連携し、その活動について周知を進めていくこととしております。	B
28	基本施策５－１ こども・若者の権利の理解と尊重の促進	計画の中でも十分表現されているように、こどもに関わることはこどもを抜きにして決めない、ということをお願いしていただきたいです。大人側の良かれだけでなく、こどもや若者本人の「どうしたい」の声を吸い上げ、それを生かした事業等が実施されることを希望します。	本計画の重点取組事項の１つとして「こども・若者の声を聴く・こども・若者の権利の擁護が進められる」ことを掲げており、こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表明し、大人がその意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮するとともに、こども・若者の権利が守られるようになるための取組を行ってまいります。	B
29	基本施策５－１ こども・若者の権利の理解と尊重の促進	虐待や人権に関し、研修を受ける機会や研修を目にする機会を設けることで、人権についての理解を深め、共に助け合える盛岡を目指してほしいです。	虐待防止やこども・若者の権利については、計画の基本目標の一つとして「全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり」のため、市民への周知啓発の取組を行っていくこととしており、いただいた御意見を参考に、推進してまいります。	D

30	教育・保育に関する需給計画	教育保育の組織の持続性を担保する観点と、こども人数の推移から計画を立案する観点がないのが不思議です。 今は組織をダウンサイズして今後のこども人数減少に備える段階なのでしょうか。それとも、良質な子育て環境を維持することにより他地域からの転入増でこども人数を維持する施策を実施する段階なのでしょうか。その辺りを明記できるならばされた方がよいと思います。	本計画では、本市の就学前児童数は減少していくものと推計しており、これに伴い見込まれている各保育施設における定員の充足率の低下への対応が、教育・保育の充実と質の向上と事業者の安定的な運営のための課題であるとしているところです。 このことへの対応としては、教育・保育の量の見込みに合わせた教育・保育の提供体制を確保することが必要であることから、教育・保育の量の見込みと提供体制について、地域の需給バランスを確認しながら利用定員数の調整を図る計画としております。	B
31	教育・保育に関する需給計画	小規模保育園が増えていますが、市街地に転園先の受け皿が少ない状況になっていると思います。	小規模保育施設は、開設時の基準において、児童の卒園後の受け皿として、保育所、認定こども園又は幼稚園を連携施設として設定し、卒園後の受け皿を確保することとしており、本市においては、全ての小規模保育施設で連携施設を確保しております。 今後におきましても、3歳からの保育所等への入所にあたり、更に連携施設を活用し、円滑な入所を進めてまいります。 なお、小規模保育施設につきましては、令和2年度以降は増加しておりません。	D